監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、 同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年11月27日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 渡辺 元

同 中野信吾

記

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
市営住宅管理企業体	まちづくり	市営住宅等指定管理料	令和元年10月1日
	政策部管理	118, 346, 400 円	から令和元年11月
	住宅課		25日まで
山形市民会館管理運	企画調整部	山形市民会館指定管理料	令和元年10月23
営共同事業体	文化振興課	146, 120, 000 円	日から令和元年11
			月25日まで

(2) 監査の範囲

平成30年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記1のとおり

財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果	
市営住宅管理企業体まちづくり政策部管理住宅課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 協定に基づく管理業務において、管理業務に必要な人件費に係る諸規程の届出が行われていない。(市営住宅管理企業体) 2 管理業務に関する基本協定の履行確認において、次のようなものがあった。(管理住宅課) (1) 管理業務に必要な諸規程等の届出を受けた際、市が同意する手続きをしていないもの (2) 管理業務に必要な人件費に係る諸規程の届出を受けていないもの	
山形市民会館管理運営 共同事業体 企画調整部文化振興課	指摘する事項はなかった。	